

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第6号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(給与の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第38条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の140」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、知事が別に定める特別職の職員を除き、給与条例別表第1行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）10級の職務にある職員の例による。</p> <p>(給与に関する特例)</p> <p>第4条 県議会の議員に対しては、第2条第1項の規定にかかわらず期末手当を支給するものとし、その額は、一般職の職員の例による。ただし、給与条例第38条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の140」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、行政職給料表10級の職務にある職員の例による。</p>	<p>(給与の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第38条第2項中「100分の120、<u>」とあるのは「100分の140、<u>」と、「100分の140」とあるのは「100分の170」とする。この場合において、期末手当基礎額は、知事が別に定める特別職の職員を除き、給与条例別表第1行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）10級の職務にある職員の例による。</u></u></p> <p>(給与に関する特例)</p> <p>第4条 県議会の議員に対しては、第2条第1項の規定にかかわらず期末手当を支給するものとし、その額は、一般職の職員の例による。ただし、給与条例第38条第2項中「100分の120、<u>」とあるのは「100分の140、<u>」と、「100分の140」とあるのは「100分の170」とする。この場合において、期末手当基礎額は、行政職給料表10級の職務にある職員の例による。</u></u></p>
2	<p>(給与の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩</p>	<p>(給与の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩</p>

手県条例第48号。以下「給与条例」という。)第38条第2項中「100分の120、」とあるのは「100分の140、」と、「100分の140」とあるのは「100分の170」とする。この場合において、期末手当基礎額は、知事が別に定める特別職の職員を除き、給与条例別表第1行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)10級の職務にある職員の例による。

(給与に関する特例)

第4条 県議会の議員に対しては、第2条第1項の規定にかかわらず期末手当を支給するものとし、その額は、一般職の職員の例による。ただし、給与条例第38条第2項中「100分の120、」とあるのは「100分の140、」と、「100分の140」とあるのは「100分の170」とする。この場合において、期末手当基礎額は、行政職給料表10級の職務にある職員の例による。

附 則

1～38 [略]

別表第1 (第3条関係)

名 称		給料、議員報酬又は報酬
知事		月額 <u>1,240,000円</u>
副知事		月額 <u>960,000円</u>
[略]		
教育長		月額 <u>760,000円</u>
教育委員会の委員	教育長職務代理者	月額 <u>182,000円</u>
	その他の委員	月額 <u>171,000円</u>
選挙管理委員会の委員	委員長	月額 <u>189,000円</u>

手県条例第48号。以下「給与条例」という。)第38条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。この場合において、期末手当基礎額は、知事が別に定める特別職の職員を除き、給与条例別表第1行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)10級の職務にある職員の例による。

(給与に関する特例)

第4条 県議会の議員に対しては、第2条第1項の規定にかかわらず期末手当を支給するものとし、その額は、一般職の職員の例による。ただし、給与条例第38条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。この場合において、期末手当基礎額は、行政職給料表10級の職務にある職員の例による。

附 則

1～38 [略]

39 知事、副知事及び教育長の平成28年4月から平成29年3月までの間に支給されるべき給料は、第3条第1項の規定にかかわらず、知事にあつては月額1,107,000円、副知事にあつては月額902,500円、教育長にあつては月額727,500円とする。

別表第1 (第3条関係)

名 称		給料、議員報酬又は報酬
知事		月額 <u>1,230,000円</u>
副知事		月額 <u>950,000円</u>
[略]		
教育長		月額 <u>750,000円</u>
教育委員会の委員	教育長職務代理者	月額 <u>180,000円</u>
	その他の委員	月額 <u>169,000円</u>
選挙管理委員会の委員	委員長	月額 <u>187,000円</u>

	その他の委員	月額	<u>171,000円</u>
監査委員	県議会の議員のうちから選任された監査委員	月額	<u>96,000円</u>
	識見を有する者の中から選任された監査委員	常勤の者	月額 <u>604,000円</u> 以内で知事が定める額
		非常勤の者	月額
人事委員会の委員	委員長	月額	<u>189,000円</u>
	その他の委員	月額	<u>171,000円</u>
公安委員会の委員	委員長	月額	<u>189,000円</u>
	その他の委員	月額	<u>171,000円</u>
労働委員会の委員	会長	月額	<u>189,000円</u>
	会長代理	月額	<u>182,000円</u>
	公益委員	月額	<u>166,000円</u>
	使用者委員 労働者委員	月額	<u>151,000円</u>
収用委員会の委員	会長	月額	<u>189,000円</u>
	その他の委員	月額	<u>171,000円</u>
[略]			
上記以外の特別職の職員	常勤の者	月額	<u>506,000円</u> 以内で知事が定める額
	非常勤の者	月額	にあつては <u>581,000円</u> 以内、日額にあつては <u>31,000円</u> 以内で知事が定める額

	その他の委員	月額	<u>169,000円</u>
監査委員	県議会の議員のうちから選任された監査委員	月額	<u>95,000円</u>
	識見を有する者の中から選任された監査委員	常勤の者	月額 <u>595,000円</u> 以内で知事が定める額
		非常勤の者	月額
人事委員会の委員	委員長	月額	<u>187,000円</u>
	その他の委員	月額	<u>169,000円</u>
公安委員会の委員	委員長	月額	<u>187,000円</u>
	その他の委員	月額	<u>169,000円</u>
労働委員会の委員	会長	月額	<u>187,000円</u>
	会長代理	月額	<u>180,000円</u>
	公益委員	月額	<u>164,000円</u>
	使用者委員 労働者委員	月額	<u>149,000円</u>
収用委員会の委員	会長	月額	<u>187,000円</u>
	その他の委員	月額	<u>169,000円</u>
[略]			
上記以外の特別職の職員	常勤の者	月額	<u>499,000円</u> 以内で知事が定める額
	非常勤の者	月額	にあつては <u>572,000円</u> 以内、日額にあつては <u>31,000円</u> 以内で知事が定める額

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（表 1 の項の改正部分に限る。次項において同じ。）による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年12月 1 日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。